

○事務専決の運用に関する要綱の制定について

〔平成27年3月11日〕
例規甲（務企）第58号

この度、平成27年度組織改正に伴い、事務専決の運用に関する要綱を別添のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本要綱の実施に伴い、事務専決の運用に関する要綱の制定について（平成26年3月27日付け、例規甲（務企）第216号）は、廃止する。

別添

事務専決の運用に関する要綱

第1 趣旨

近年、警察事象の増大に伴って警察署長の役割が多様かつ広範になっていることに鑑み、これまで警察署長に集中していた決裁等の業務について、その内容に応じて見直しを行い、各級幹部に責任を持たせ、警察署長がこれら幹部を監督するとともに、警察署の最高責任者として十全な役割を發揮できるよう、警察署における適正な業務運営の確保と警察署長の実質的な指揮監督機能の強化を図るものである。

なお、「警察署を中心とした都道府県警察の業務の合理化」の推進を踏まえ、警察本部の所属長に係る決裁等の業務も併せて見直すものである。

第2 専決事務の運用指針

- 1 山梨県警察の処務に関する訓令（平成4年山梨県警察本部訓令第5号）第4条第1項における専決事項については、業務の対象、内容等の特異性及び重要度によって一概に決裁文書を個々に特定することは困難であるため、同訓令第4条第2項により、専決事項に該当する業務を業務別専決一覧（別表。以下「専決一覧」という。）として明示したものである。
- 2 専決一覧は、各専決者への専決を義務付けるものではなく、運用として示しているものであるから、警察署の規模、取扱い事務量等に応じて個別業務に対応する各専決者の上位者及び警察署長の決裁として運用することは差し支えないものである。
- 3 専決一覧の業務については、業務の進捗状況に応じて警察署長が事前に相談を受けること、事後的に報告を受けること、業務全般を把握することなどが望ましいとされる場合もあることに留意すること。
- 4 専決者は、専決者の下位限度を示すものであることから、対応する専決者の下位の者に専決又は緊急処理を要しない代決をさせないこと。

別表 略